

(案)

平成 20 年 2 月 日

国土交通大臣
冬柴 鐵三 殿

国土審議会会長
岡村 正

国土形成計画（全国計画）についての答申に際し、下記の意見を申し添える。

記

国土形成計画（全国計画）の実施に当たり、特に次の事項に留意されたい。

- 1．計画の推進に当たっては、モニタリングの的確な実施をはじめとして、効率的、効果的な進行管理を行うこと。特に、人口減少、高齢化その他の条件の厳しい地域における施策展開について十分に留意すること。
なお、本審議会としても、計画の進行状況を点検し、必要に応じて提言していくこととする。
- 2．全国計画に引き続く広域地方計画の策定に当たっては、本計画の趣旨に鑑み、広域地方計画協議会において都道府県を超えた協力体制を確立するとともに、時間及び空間に即した具体的な検討が進むよう努めること。また、検討に際しては、様々な方法により、多くの意見の反映に努めること。加えて、広域地方計画に基づく地域戦略の推進に当たっては、関係機関の緊密な連携に努めること。
- 3．計画の推進のため、「新たな公」の考え方など本計画の趣旨及び内容を、国民にわかりやすく周知するとともに、その実施に当たって、広く国民の参画を得られるように努めること。
- 4．長期計画である国土形成計画については、計画の内容を硬直的に考えることなく、時代の変化に対応し適時見直しを行うこと。あわせて、国土政策関係制度についても、常に点検を行い所要の改善措置を講じていくこと。

以上